

吹田市環境まちづくり影響評価条例抜粋

第 4 章 吹田市環境影響評価審査会

第 3 3 条 本市に、市長の附属機関として、吹田市環境影響評価審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は、市長の諮問に応じ、環境影響評価、事後調査その他環境の保全及び良好な環境の創造に関する事項を調査審議し、答申するものとする。
- 3 審査会は、環境影響評価、事後調査その他環境の保全及び良好な環境の創造に関する事項について、市長に意見を述べることができる。
- 4 審査会は、委員 1 5 人以内で組織する。
- 5 委員は、学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 6 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 7 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 8 特別の事項を調査審議するため市長が必要があると認めるときは、審査会に臨時委員若干人を置くことができる。
- 9 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。